

社会福祉法人青葉福祉会 定款

第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下『法人』という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 軽費老人ホーム(ケアハウス)(光陽ホーム)の経営
- (ロ) 軽費老人ホーム(ケアハウス)(青葉ハイツ)の経営
- (ハ) 特別養護老人ホーム(アルテイル青葉)の経営
- (ニ) 地域密着型特別養護老人ホーム(アルテイル宮町)の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所(青葉保育園)の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業(三居沢デイサービスセンター)の経営
- (ハ) 老人短期入所事業(アルテイル青葉)の経営
- (ニ) 保育所(荒井青葉保育園)の経営
- (ホ) 仙台市路上生活者等支援ホーム(清流ホーム)の受託経営
- (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業(青葉の風)の経営
- (ト) 保育所(栗生あおば保育園)の経営
- (チ) 老人居宅介護等事業(青葉の家)の経営
- (リ) 一時預かり事業(荒井青葉保育園)の経営
- (ヌ) 一時預かり事業(栗生あおば保育園)の経営
- (ル) 老人短期入所事業(アルテイル宮町)の経営
- (ヲ) 一時預かり事業(青葉保育園)の経営
- (ワ) 老人デイサービス事業(八幡デイサービスセンター)の経営
- (カ) 認知症対応型老人共同生活援助事業(はちまんの風)の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人青葉福祉会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を宮城県仙台市青葉区宮町一丁目4番47号に置く。

第二章 役職及び職員

(役員の数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

- | | |
|--------|----|
| (1) 理事 | 8名 |
| (2) 監事 | 2名 |

- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事のうちに専務理事1名を置くことができる。専務理事は理事会の意見をきいて、理事長が委嘱する。
- 4 理事長は、この法人を代表する。
- 5 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第六条 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長及び専務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第七条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任するこ

とができない。

(役員報酬等)

第八条 役員報酬については、勤務実態に則して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の同意を得、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。尚、理事長の専決事項については定款施行細則に定めるものとする。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これについて署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務代理)

第十条 専務理事は、理事長を補佐し、理事長の命をうけて業務を処理する。

- 2 理事長に事故あるときは、専務理事が理事長の職務を代理する。
- 3 専務理事にも事故あるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 4 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第十一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び仙台市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第十二条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第十三条 評議員会は、17名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員二名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位

にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第十四条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第十五条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第十六条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第十七条 評議員の任期は二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第四章 資産及び会計

(資産の区分)

第十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収

益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

(イ)	仙台市青葉区荒巻字三居沢1番2	宅地一筆	694.60 m ²
(ロ)	仙台市青葉区荒巻字三居沢1番5	宅地一筆	2,375.28 m ²
(ハ)	仙台市青葉区荒巻字三居沢1番16	宅地一筆	3,395.10 m ²
(ニ)	仙台市青葉区川内三十人町49番249	宅地一筆	2,649.45 m ²
(ホ)	仙台市青葉区宮町一丁目101番1	宅地一筆	2,608.45 m ²
(ヘ)	仙台市青葉区八幡四丁目77番18	宅地一筆	1,884.99 m ²

(2) 建物

(イ) 仙台市青葉区荒巻字三居沢1番地5、1番地2

家屋番号 1番5

鉄筋コンクリート造ルーフィング葺6階建

老人ホーム・診療所

床面積	1階	1,062.93 m ²
	2階	324.94 m ²
	3階	324.94 m ²
	4階	324.94 m ²
	5階	324.94 m ²
	6階	44.64 m ²

付属建物

鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建

機械室 床面積 2.90 m²

(ロ) 仙台市青葉区川内三十人町49番地59

家屋番号 49番59

鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

老人ホーム	床面積	1階	688.69 m ²
		2階	591.08 m ²
		3階	584.90 m ²

(ハ) 仙台市青葉区荒巻字三居沢1番地16

家屋番号 1番16

鉄筋コンクリート造ルーフィング葺・陸屋根地下一階付4階建

老人ホーム 床面積 1階 1,067.82 m²

2階	1,214.71 m ²
3階	1,143.56 m ²
4階	36.75 m ²
地下一階	102.42 m ²

(ニ) 仙台市若林区伊在字東通6 3番地、6 4番地1、6 4番地2、6 5番地(8
- 3ブロック4ロット)

家屋番号 6 3番

鉄筋コンクリート造陸屋根・コンクリート板葺2階建

保育所	床面積	1階	683.29 m ²
		2階	290.61 m ²

(ホ) 仙台市青葉区栗生三丁目2 2番地1

家屋番号 2 2番1

① 鉄筋コンクリート・鉄骨造ステンレス鋼板・合金メッキ鋼板葺2階建

園舎	床面積	1階	741.03 m ²
		2階	197.26 m ²

② 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

便所	床面積	1.76 m ²
----	-----	---------------------

(ヘ) 仙台市青葉区宮町一丁目1 0 1番地1

家屋番号 1 0 1番1

鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

保育所・老人ホーム

床面積	1階	1,027.00 m ²
	2階	1,149.87 m ²
	3階	655.09 m ²

(ト) 仙台市青葉区八幡四丁目7 7番地1 8

家屋番号 7 7番1 8

鉄骨造陸屋根4階建

老人ホーム・老人福祉施設

床面積	1階	517.54 m ²
	2階	521.42 m ²
	3階	521.42 m ²
	4階	521.42 m ²

- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業及び第29条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第十九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得たうえ、仙台市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号の場合には仙台市長の承認を必要としない。

- (1) 独立行政法人医療福祉機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人医療福祉機構と協調融資（独立行政法人医療福祉機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該設備のための融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第二十条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第二十一条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第二十二条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

第二十三条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えておくとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第二十四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二十五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第二十六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第五章 公益を目的とする事業

(種別)

第二十七条 この法人は、社会福祉法第二十六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 特定施設入居者生活介護事業（光陽ホーム）
- (3) 介護予防特定施設入居者生活介護事業（光陽ホーム）
- (4) 教育研修事業
- (5) 福祉有償運送事業
- (6) 奨学金を貸与する事業
- (7) 訪問看護事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第二十八条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第六章 収益を目的とする事業

(種別)

第二十九条 この法人は、社会福祉法第二十六条の規定により、次の事業を行う。

(1) アパート貸付事業の経営

(2) 学生寮の運営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第三十条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第一八五号)第二条に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第七章 解散及び合併

(解散)

第三十一条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の同意及び理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第三十三条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、仙台市長の認可を受けなければならない。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三十四条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、

仙台市長の認可(社会福祉法第四十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を仙台市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三十五条 この法人の公告は、社会福祉法人青葉福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報または新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第三十六条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

第1条 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	本 山 所 の
専務理事	庄 子 幸 雄
理 事	八 木 久兵衛
〃	登 米 孝
〃	小山田 久 夫
〃	石 川 義太郎
〃	清 野 吉四朗
監 事	渋 谷 清 治
〃	増 子 孝 夫

第2条 この定款は、この法人の設立と同時に発効する。

附 則

この定款は、昭和55年4月17日より施行する。

附 則

この定款は、昭和56年2月19日より施行する。

附 則

この定款は、平成5年1月14日より施行する。

附 則

この定款は、平成6年8月29日より施行する。

附 則

この定款は、平成8年8月2日より施行する。

附 則

この定款は、平成10年8月24日より施行する。

附 則

この定款は、平成12年3月30日より施行する。

附 則

この定款は、平成13年8月8日より施行する。

附 則

この定款は、平成15年8月8日より施行する。

附 則

この定款は、平成16年5月10日より施行する。

附 則

この定款は、平成18年6月14日より施行する。

附 則

この定款は、平成21年 11月17日より施行する。

附 則

この定款は、平成22年9月7日より施行する。

附 則

この定款は、平成23年7月22日より施行する。

附 則

この定款は、平成23年9月1日より施行する。

附 則

この定款は、平成25年7月26日より施行する。

附 則

この定款は、平成26年8月26日より施行する。